2022 年 11 月 22 日

みずほ銀行　国際戦略情報部

Mizuho Country Focus

【EU】EU のサプライチェーン規制が加速　～背後には対中経済依存の懸念～

【要旨】

- コロナ危機およびロシアによるウクライナ侵攻を受けて、欧州にとって権威主義国家に依存するサプライチェーンの見直しが喫緊の課題となった。EU は、人権・環境デューデリジェンスを義務化する指令案などサプライチェーン規制を強化させている
- 特に EU の成長戦略の柱である、「脱炭素」および「デジタル化」に不可欠なレアアース等の原材料の調達において、中国をはじめとする少数の域外供給国へ依存していることに対して懸念が高い
- EU としては、世界的にデューデリジェンスの「推奨」から「義務化」への移行が進む中、デューデリジェンス法の先駆者として EU ルールの国際基準化によりグローバル競争で優位性を確保したい狙いもある。これから進む EU のデューデリジェンス関連規制の施行に向け、EU 市場で事業を行う日本企業も含め、企業は早期からのデューデリジェンス対応の強化が求められる

1. 加速する EU のサプライチェーン規制の導入

コロナ危機およびウクライナ情勢が EU のサプライチェーン規制強化を後押し

2022 年 2 月、欧州委員会がサプライチェーン上の「人権」および「環境」分野のデューデリジェンスを企業に義務付ける「企業持続可能性デューデリジェンス指令」案を発表した。同指令案によると、従業員数や売上高など一定条件を満たす企業は、自社と子会社の事業活動のみならずバリューチェーン上でビジネス関係を持つ取引先の事業内容についてもデューデリジェンスが求められる。規定違反の場合には制裁金が課される見通しで、約 4,000 社の EU 域外企業も対象となるとみられるために日本でも注目されている。

また、欧州委員会は、2021 年 11 月には「森林破壊を防止するためのデューデリジェンス義務化規則」案、2022 年 9 月には「強制労働製品の EU 域内での流通を禁止する規則」案も発表しており、サプライチェーンにおける「人権」および「環境」保護を強化させる法整備を加速している（図表 1）。

近年、EU 共通の法的枠組みの策定を求める機運が高まった背景[1]として、2020 年以降のコロナ危機を受けて既存のサプライチェーンの脆弱性が露呈され、労働者の安全衛生や労働環境への懸念が高まったことがあげられる。国際労働機関（ILO）が 2022 年 9 月に発表した強制労働に関する報告書によると、世界で強制労働を課されている人口は約 2,800 万人に上り、その数は 2016 年以降約 300 万人増加した。

EU は、コロナからの経済復興を人権保護および環境対策への取り組みを加速させる「好機」と捉えており、さらにロシアのウクライナ侵攻を受け、エネルギーや農作物など重要品目を権威主義国家に依存するサプライチェーンの見直しが喫緊の課題と認識している。

[1] サプライチェーン全体における人権侵害や労働環境への配慮を要求する動きは 1990 年代より強まり、国連による「ビジネスと人権に関する指導原則(2011 年)」や OECD による「多国籍企業行動指針(1976 年の発表以降 5 回改訂)」等、国際機関による人権デューデリジェンスに関する具体的ガイドラインの発表が企業による自主的なデューデリジェンス実施を後押しした

©2022　株式会社みずほ銀行

【図表 1】EU のデューデリジェンス関連法導入の動き

施策名	ステータス	概要	対象
木材規制	2013年3月施行	違法伐採木材のEU市場への出荷禁止およびリスク低減のためのデューデリジェンス・システムの構築	木材・木材製品をEU市場へ出荷する事業者、およびEU市場で販売・購入する取引業者
非財務情報開示指令（NFRD）	2014年12月施行	環境、社会、雇用、人権尊重、腐敗防止に関する非財務情報の開示を要請(任意)	従業員500人以上のEU域内企業
紛争鉱物規則	2021年1月施行	デューデリジェンス管理システムの導入・実施・リスク管理・情報開示	スズ、タンタル、タングステン、金のEUへの輸入業者
企業サステナビリティ報告指令	2024年から順次適用開始予定	NFRDを改定し、環境、社会、ガバナンスにおける開示項目について非財務情報の開示を義務化	NFRD対象企業、その他大企業・中小企業
森林破壊防止のためのデューデリジェンス義務化規則	2021年11月欧州委員会が規則案発表	森林破壊によって開発された農地で生産されていないことおよび法令順守の証明、不適合リスクの評価、リスク緩和措置	パーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ豆、大豆、また対象産品を原料とする皮革、チョコレート、家具などの派生製品の対象品をEU市場に供給する事業者
企業持続可能性デューデリジェンス指令	2022年2月欧州委員会が指令案発表	自社・子会社のみならず、バリューチェーン上で「確立された」ビジネス関係を持つ取引先の事業を含め、人権・環境のデューデリジェンスの導入・実施・情報開示	グループ①：従業員500人以上で売上高1億5,000万ユーロ超の大企業 グループ②：繊維・農林水産・鉱業分野で、従業員250人以上・売上高4,000万ユーロ超。対象分野の売上高が全体の50%以上を占める企業
強制労働製品のEU域内での流通を禁止する規則	2022年9月欧州委員会が規則案発表	加盟国当局による調査の結果、禁止規定の違反があると判断した場合、当該製品のEU市場での流通・EUからの輸出を禁止。調査対象となっている企業に対し、当該製品のEU市場からの回収および処分を命ずる	EU市場に製品を流通させる、あるいはEU域外に輸出する、中小企業を含むあらゆる規模の事業者

（出所）欧州委員会公表資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

欧州各国で導入されるデューデリジェンス法と EU 共通ルール策定への動き

欧州各国では、企業による自主的なデューデリジェンス実施だけでは人権侵害の防止措置として不十分であるとの認識から、サプライチェーン上のデューデリジェンス取り組みの情報開示等を義務付ける法整備が既に進んでいる（図表 2）。

【図表 2】欧州各国のデューデリジェンス関連法導入の動き

	施策名	施行	概要	対象
英国	現代奴隷法	2015年7月	奴隷労働や人身取引がないことを確実にする対応に関して報告を義務化	英国市場で事業を行う、年間売上3,600万ポンド以上の企業
フランス	企業注意義務法	2017年3月	人権デューデリジェンス計画の策定・実施・評価・開示を義務化(自社に加え直接的・間接的な子会社および安定的な取引関係を有しているサプライヤー含む)	フランスに本社を有する企業で、子会社含め従業員が5,000人以上、またはフランス国内外の子会社含め従業員が10,000人以上の企業
オランダ	児童労働注意義務法	未定	サプライチェーン上における児童労働問題の特定・防止のため、デューデリジェンス実施を示す声明文の提出を義務化	オランダ市場に製品およびサービスを提供・販売する全ての企業
ドイツ	サプライチェーン・デューデリジェンス法	①2023年1月 または ②2024年1月	国内外のサプライチェーンにおいて労働者の人権保護および環境への配慮についてデューデリジェンスの実施を義務化	ドイツ国内に①3,000人以上または②1,000人以上の従業員を雇用する企業

（出所）各国政府公表資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

一方で、欧州各国のデューデリジェンス法にて対象となるセクターや企業の規模、および「人権」の範囲等は国ごとに異なる状況となっている。欧州企業としても、EU 共通のルールを導入することで「公正な競争条件（Level Playing Field）」を確保したい意図から、「企業持続可能性デューデリジェンス指令」導入を支持する声が多かった。

©2022 株式会社みずほ銀行

法案は 2021 年上半期に公表される予定であったが、企業による「義務」の範囲や対象となる企業等の論点について企業や人権保護団体等からの圧力が大きく、公表が大幅に遅れる結果となった。企業側が欧州議会に対して「実行可能」なルール策定を要求した結果、指令の対象となる企業は全体の約 1%に限定され、また自社に代わって第三者監査や適切な産業別スキームによるデューデリジェンス実施を可能となり、企業側が大きな譲歩を獲得している。

同指令案は、この先欧州議会と EU 理事会の審議により正式採択された後、各加盟国にて国内法制化されることとなる。EU としては、EU 指令の国際基準化によりグローバル競争で優位性を確保したい戦略的狙いもある。実際、EU のデューデリジェンス法の先行事例が、世界で加速する人権・環境デューデリジェンス法の制定の動向に影響することは間違いないだろう。

2. サプライチェーン規制強化の一つの背景～対中経済依存への懸念

EU で高まる重要原材料の対中依存への懸念

EU がサプライチェーン規制の強化に動くもう 1 つの背景に、EU の戦略分野におけるサプライチェーンの中国依存への懸念がある。10 月 21 日に開催された EU 首脳会合で、欧州は技術や原材料等の調達における中国依存から脱却する必要があるという認識で一致した。過度なロシア産化石燃料への依存により引き起こされたエネルギー危機の経験を踏まえ、ロシアや中国等の権威主義的国家への依存を回避すべきとの認識が高まったことが背景にある。

2021 年、中国は EU にとって最大の域外貿易相手国であり、特に中国から輸入額は輸入総額の 22.3%を占める(図表 3)。

【図表 3】EU の域外輸出入相手国シェア(2021 年)

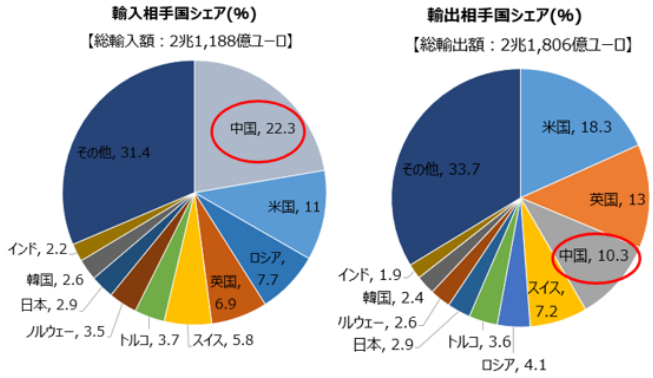

(出所)Eurostat より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

特に EU が懸念しているのが、「脱炭素」の過程において需要が増加する太陽光発電、風力タービン、EV 等の製造に欠かせないレアアース等の重要原材料の対中依存である。EU が「重要原材料」[2]と指定する 30 種類の原材料のうち、パソコンや EV 等の製造に欠かせないレアアースの 98～99%、製薬、医療機器等で利用されるビスマスの 93%、自動車部品や製鉄用脱硫に使われるマグネシウムの 93%、バッテリー等に必要な天然黒鉛の 47%を中国に依存している(図表 4)。

EU の成長戦略の柱である「脱炭素」および「デジタル化」に不可欠な原材料の調達において、中国をはじめとする少数の域外供給国へ集中していることが問題視されている[3]。

[2] EU は、経済活動にとって不可欠でありながらも域外からの調達に依存している「重要原材料(CRM)」のリストを作成し、定期的な見直しを行っている。2020 年リストでは、バライト、ビスマス、コバルト、原料炭等 30 種類の原材料が指定された

[3] 現在、欧州委員会は、EU 域内のレアアース生産拡大等により持続可能な重要原材料の供給を確保するため、「重要原材料法」案の策定に取り組んでいる

©2022 株式会社みずほ銀行

【図表 4】EU の重要原材料の輸入先および輸入依存度

原材料名	EUの主な輸入先	輸入依存率	主な用途
バライト(重晶石)	中国(38%) モロッコ(28%)	70%	バリウムなど医療用、掘削泥水中の加重材、放射線遮断等
ビスマス	中国(93%)	100%	製薬、医療機器、低融点合金等
ガリウム	ドイツ(35%) 英国(28%) 中国(27%)	31%	半導体、太陽電池等
マグネシウム	中国(93%)	100%	自動車部品、電子機器部品製鉄用脱硫等
天然黒鉛	中国(47%) ブラジル(12%) ノルウェー(8%)	98%	電池用電極、製鉄用耐火物等
金属ケイ素	ノルウェー(30%) フランス(20%) 中国(11%)	63%	半導体、太陽光発電、電子機器部品等
重希土類元素	中国(98%)	100%	蓄電池、蛍光体、強力磁石、光学ガラス等
軽希土類元素	中国(99%)	100%	

(出所)欧州委員会公表資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成
(注)30 種類の重要原材料のうち、中国への依存が 10%以上の原材料を抽出

ウイグル問題と太陽光発電サプライチェーン

EU の「企業持続可能性デューデリジェンス指令」案策定においては、欧州議会が「新疆ウイグル自治区からの EU 輸入の際には人権侵害の有無の徹底的審査を要求」[4]する等、ウイグル族の人権侵害問題について具体的な措置を求めてきた。2022 年 9 月に発表された「強制労働製品の EU 域内での流通を禁止する規則」案についても、欧州議会の中道左派グループは 2010 年から同規則の施行を要求しており、ウイグル自治区での強制労働問題への懸念から「国家が主導する強制労働」を阻止する具体策を求めている。

米国は、欧州委員会が公表した「企業持続可能性デューデリジェンス指令」案でウイグル自治区での強制労働問題への対応が考慮されなかったことを受け、EU に対して「ウイグル強制労働防止法(米国で 2022 年 6 月に施行)」同様の法令を要求したとされる。

また 2022 年 5 月に開催された直近の「EU 米国技術貿易評議会」[5]においても、中国に過度に依存する希土類磁石や太陽光発電に関するサプライチェーンでの協力や、強制労働防止措置の必要性を強調している。特に太陽光パネルの主要な原材料である多結晶シリコンの世界生産の約 45%をウイグル自治区が占める[6](図表 5)ため、脱炭素を加速する EU の対中依存拡大を阻止する狙いがある。

【図表 5】多結晶シリコン生産シェア(%)

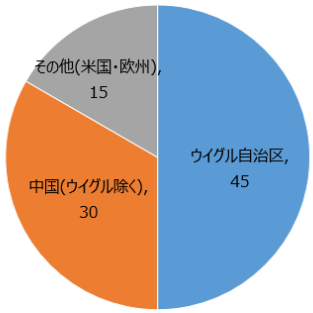

(出所)Sheffield Hallam 大学調査レポートより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

[4] 原案 4 条:Asks the Commission to conduct a thorough review of undertakings based in Xinjiang that export products to the Union in order to identify potential breaches of human rights, especially those related to the repression of Uighurs
[5] 民主主的価値に基づく技術や貿易面での課題に対応するために米国・EU で設立に合意(2021 年 6 月)
[6] 英国 Sheffield Hallam 大学の調査結果による(2021 年 5 月発表)

©2022 株式会社みずほ銀行

世界第 4 位の多結晶シリコン・メーカーのドイツの Wacker Chemie 社の多結晶シリコン生産量も減少傾向にあり、2023 年までに中国の占める割合が 90%になるとの推測もある[7]。

在 EU 中国商工会議所が EU に進出する中国企業へ実施したアンケート調査(2022 年 6～7 月)によると、EU の「企業持続可能性デューデリジェンス指令」によるマイナスの影響を懸念する意見は 2021 年より増えている[8]。特に太陽光発電および繊維関連企業にとって、EU 市場向け輸出のコンプライアンス費用の上昇が懸念されるとの回答がみられた点が注目される。

3. 最後に～今後も続く EU の人権重視の姿勢と対中警戒

欧州の対中政策における「経済」と「人権」のバランス調整が続く見通し

EU は人権や民主主義等の基本的価値を対外行動の指針とし、新疆ウイグル自治区での人権侵害や香港における「国家安全維持法」の導入採択等による人権問題への懸念から、2020 年以降 EU の対中関係は冷え込んできた。EU のデューデリジェンス関連法の導入は、こうした人権重視の姿勢に加え、戦略分野において特定国に依存しないサプライチェーンの構築をも目的とするため、今後もさらに対象分野を広げて強化される見通しだ。

「企業持続可能性デューデリジェンス指令」の細かい要件や対象範囲等はこの先の審議で決定する見通しであるが、指令の施行に向け、EU 市場で事業を行う日本企業も含め企業は早期からのデューデリジェンス対応の強化が求められる。デューデリジェンス法の導入により、人権侵害や環境リスクのある市場から大企業が撤退する結果を招き、根本的な問題解決にならないとの懸念の声もあるものの、EU 指令は国際基準として 1 つの試金石となるだろう。

EU 全体で戦略分野におけるサプライチェーンの中国依存への懸念を共有する一方で、中国との経済関係に対する見方は EU 各国で異なる。対中経済関係を重視するドイツのショルツ首相が、EU 内および連立政権内の反対を押し切って 11 月 4 日に中国を訪問したことからもその温度差が読み取れる。こうした加盟国で異なる対中姿勢と、人権を重視する欧州議会やドイツの「緑の党」等に代表される勢力の間にて、外交政策や規制の導入におけるバランス調整の葛藤が続くものとみられる。

以上

みずほ銀行　国際戦略情報部
総括・グローバルインテリジェンスチーム　調査役　舘林　明日香
E-mail: asuka.tatebayashi@mizuho-bk.co.jp

[7] 多結晶シリコン専門調査会社 Bernreuter Research 社の推計
[8] 昨年調査に比べ、3 ポイント増の 35%がマイナス影響を懸念すると回答

©2022 株式会社みずほ銀行

【参考文献】

European Commission “Critical Raw Materials Resilience: Charting a Path towards greater Security and Sustainability” COM (2020)474 final

U.S.-EU Joint Statement of the Trade and Technology Council (16 May 2022)

European Parliament resolution of 10 March 2021 with recommendations to the Commission on corporate due diligence and corporate accountability (10 March 2021)

Sheffield Hallam University “In Broad Daylight Uyghur Forced Labour and Global Solar Supply Chains” (May 2021)

Euractiv“Chinese businesses in Europe”(Sep-Oct 2022)

© 2022　株式会社みずほ銀行
本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。
本資料は当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。